

**補助事業の手引き 第12回公募用・サプライチェーン強靭化枠 補助金交付候補者向け
主な改訂履歴**

バージョン	改正日	ページ	項目	改訂後	改訂前
1.1	R7.9.24	7	【必ずご覧ください～今回の事業実施にあたり、特に留意が必要な事項～】	<p>【お問い合わせ先】</p> <p><input type="radio"/> ご不明な点がございましたら、事業再構築補助金事務局ポータルサイトに記載のお問い合わせ先へご連絡ください。 事務局ポータルサイト https://jigyou-saikouchiku.go.jp/</p>	<p>【お問い合わせ先】</p> <p><input type="radio"/> ご不明な点についてのお問い合わせは、「コールバック予約システム」よりご予約をお願いいたします。 「コールバック予約システムとは」 https://jigyou-saikouchiku.go.jp/callback.html</p>
1.1	R7.9.24	23	フェーズ2～交付決定から実績報告書提出まで～ (12) 計画の変更等（交付規程第12条）工	やむを得ない理由により、破産手続き、民事再生手続き等法的整理をする場合は、速やかに、 事業再構築補助金事務局ポータルサイト に記載のお問い合わせ先へご連絡ください。	やむを得ない理由により、破産手続き、民事再生手続き等法的整理をする場合は、速やかに、 コールバック予約システム よりお問い合わせください。
1.1	R7.9.24	30	フェーズ4～補助事業完了後の事業計画期間～ (25) 取得財産の処分（交付規程第24条）	災害等により取得財産を使用できなくなった場合等は、 事業再構築補助金事務局ポータルサイト に記載のお問い合わせ先へご連絡ください。	災害等により取得財産を使用できなくなった場合等は、 コールバック予約システム よりお問い合わせください。
1.1	R7.9.24	33	II. 補助事業終了後の義務 1 財産処分の承認申請（交付規程第24条）⑦	災害等により取得財産を使用できなくなった場合等、お困りの際は、 事業再構築補助金事務局ポータルサイト に記載のお問い合わせ先へご連絡ください。	災害等により取得財産を使用できなくなった場合等、お困りの際は、まずは コールバック予約システム よりお問い合わせください。